

経 済 産 業 省

20200306 貿局第1号
輸出注意事項2020第6号
輸入注意事項2020第3号
経済産業省貿易経済協力局

「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について」（平成12年3月31日付け輸出注意事項12第15号・輸入注意事項12第8号）等の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和2年3月16日

経済産業省貿易経済協力局長 保坂 伸

「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について」等の一部改正について

「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について」（平成12年3月31日付け輸出注意事項12第15号・輸入注意事項12第8号）等の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この規程（別紙1の改正規程）の施行前に関東経済産業局産業部国際課が受理した申請等及び同課が行った許可、承認又は確認等に係る報告等の受理は、なお従前の例による。
- 3 この規程（別紙1の改正規程）の施行前に関東経済産業局産業部国際課が行った許可等に係る事務（内容訂正・変更、分割又は再交付の許可等）は、東京通商事務所又は横浜通商事務所が行う。

「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について」（平成12年3月31日付け輸出注意事項12第15号・輸入注意事項12第8号）

改正後	現行
<p>1～4 (略)</p> <p>5 輸出許可及び輸出承認に係る電子申請の手続</p> <p>(1) 輸出許可の電子申請</p> <p>① 法第48条第1項の規定による許可の電子申請（以下「輸出許可の電子申請」という。）の受付及び許可事務は、輸出貿易管理令の運用について（昭和62年11月6日付け62貿局第322号、輸出注意事項62第11号。以下「運用通達」という。）別表第1に規定する事務の区分により、経済産業局（<u>関東経済産業局にあっては、東京通商事務所及び横浜通商事務所に限り、近畿経済産業局にあっては、神戸通商事務所を含む。以下同じ。</u>）若しくは沖縄総合事務局の商品輸出担当課又は本省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易審査課が行う。</p> <p>②～⑨ (略)</p> <p>(2) 輸出承認の電子申請</p> <p>① 輸出令第2条第1項の規定による承認（同項第二号に係るものを除く。）の電子申請（以下「輸出承認の電子申請」という。）の受付及び承認事務は、運用通達別表第2に規定する事務の区分により、経済産業局若しくは沖縄総合事務局の商品輸出担当課、本省貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課、本省貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課農林水産室又は本省貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課野生動植物貿易審査室が行う。</p> <p>②～⑨ (略)</p> <p>(3) 電子許可等情報の内容の訂正の申請</p> <p>① (1)又は(2)の電子申請に係る専用電子計算機に備えられたファイルに記録された輸出許可情報又は輸出承認情報（以下「輸出に係る原許可等情報」という。）の内容の訂正の申請（以下「電子許可等情報の訂正申請」という。）の受付及び許可若しくは承認事務は、運用通達別表第4の2の2-1又は2-4の規定にかかわらず、当該電子申請に係る許可又は承認を行った担当部局（<u>関東経済産業局産業部国際課にあっては、東京通商事務所及び横浜通商事務所に限る。以下同じ。</u>）が行う。ただし、訂正を必要とする事項が当該許可又は承認を行った担当部局において処理することができない事項に係る場合は、運用通達別表第1に規定する輸出許可等事務の取扱区分又は運用通達別表第2に規定する輸出承認等事務の取扱区分に従い本省において行う。</p>	<p>1～4 (略)</p> <p>5 輸出許可及び輸出承認に係る電子申請の手続</p> <p>(1) 輸出許可の電子申請</p> <p>① 法第48条第1項の規定による許可の電子申請（以下「輸出許可の電子申請」という。）の受付及び許可事務は、輸出貿易管理令の運用について（昭和62年11月6日付け62貿局第322号、輸出注意事項62第11号。以下「運用通達」という。）別表第1に規定する事務の区分により、経済産業局（<u>通商事務所を含む。</u>）若しくは沖縄総合事務局の商品輸出担当課又は本省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易審査課が行う。</p> <p>②～⑨ (略)</p> <p>(2) 輸出承認の電子申請</p> <p>① 輸出令第2条第1項の規定による承認（同項第二号に係るものを除く。）の電子申請（以下「輸出承認の電子申請」という。）の受付及び承認事務は、運用通達別表第2に規定する事務の区分により、経済産業局（<u>通商事務所を含む。</u>）若しくは沖縄総合事務局の商品輸出担当課、本省貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課、本省貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課農林水産室又は本省貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課野生動植物貿易審査室が行う。</p> <p>②～⑨ (略)</p> <p>(3) 電子許可等情報の内容の訂正の申請</p> <p>① (1)又は(2)の電子申請に係る専用電子計算機に備えられたファイルに記録された輸出許可情報又は輸出承認情報（以下「輸出に係る原許可等情報」という。）の内容の訂正の申請（以下「電子許可等情報の訂正申請」という。）の受付及び許可若しくは承認事務は、運用通達別表第4の2の2-1又は2-4の規定にかかわらず、当該電子申請に係る許可又は承認を行った担当部局が行う。ただし、訂正を必要とする事項が当該許可又は承認を行った担当部局において処理することができない事項に係る場合は、運用通達別表第1に規定する輸出許可等事務の取扱区分又は運用通達別表第2に規定する輸出承認等事務の取扱区分に従い本省において行う。</p>

②～⑦ (略)

6 輸入承認、輸入割当て及び事前確認に係る電子申請の手続

(1) 輸入承認又は輸入割当てに係る電子申請

① 輸入令第4条第1項又は第9条第1項の規定による承認又は割当ての電子申請の受付及び承認又は割当事務は、書面の提出により行われる場合に適用される通達等に規定する事務の区分により、経済産業局若しくは沖縄総合事務局の商品輸入担当課、本省貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課、本省貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課農林水産室又は本省貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課野生動植物貿易審査室が行う。

②～⑨ (略)

(2) 事前確認に係る電子申請

① 輸入令第4条第2項の規定による手続であって輸入公表（昭和41年通商産業省告示第170号。以下「輸入公表」という。）三の規定による確認の電子申請の受付及び確認事務は、書面の提出により行われる場合に適用される通達等に規定する事務の区分により、経済産業局若しくは沖縄総合事務局の商品輸入担当課、本省貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課、本省貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課農林水産室又は本省貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課野生動植物貿易審査室が行う。

②～⑨ (略)

7 役務取引許可に係る電子申請の手続

(1) 役務取引許可の電子申請

① 役務取引許可の電子申請の受付及び許可事務は、外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について（平成4年12月21日付け4貿局第492号。以下「役務取引通達」という。）別紙2-2の1に規定する事務の区分により、経済産業局若しくは沖縄総合事務局の商品輸出担当課又は本省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易審査課が行う。

②～⑨ (略)

(2) (略)

8 一般包括許可、特別一般包括許可又は特定包括許可に係る電子申請の手続

(1) 一般包括許可の電子申請

① 包括許可取扱要領（平成17年2月25日付け平成17・02・23貿局第1号、輸出注意事項17第7号。以下「包括許可取扱要領」という。）に係る一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可又は一般包括役務取引許可（以下「一般包括許可」という。）の電子申請の受付及び許可事務は、経済産

②～⑦ (略)

6 輸入承認、輸入割当て及び事前確認に係る電子申請の手続

(1) 輸入承認又は輸入割当てに係る電子申請

① 輸入令第4条第1項又は第9条第1項の規定による承認又は割当ての電子申請の受付及び承認又は割当事務は、書面の提出により行われる場合に適用される通達等に規定する事務の区分により、経済産業局（通商事務所を含む。）若しくは沖縄総合事務局の商品輸入担当課、本省貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課、本省貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課農林水産室又は本省貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課野生動植物貿易審査室が行う。

②～⑨ (略)

(2) 事前確認に係る電子申請

① 輸入令第4条第2項の規定による手続であって輸入公表（昭和41年通商産業省告示第170号。以下「輸入公表」という。）三の規定による確認の電子申請の受付及び確認事務は、書面の提出により行われる場合に適用される通達等に規定する事務の区分により、経済産業局（通商事務所を含む。）若しくは沖縄総合事務局の商品輸入担当課、本省貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課、本省貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課農林水産室又は本省貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課野生動植物貿易審査室が行う。

②～⑨ (略)

7 役務取引許可に係る電子申請の手続

(1) 役務取引許可の電子申請

① 役務取引許可の電子申請の受付及び許可事務は、外国為替及び外国貿易法第25条第1項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引について（平成4年12月21日付け4貿局第492号。以下「役務取引通達」という。）別紙2-2の1に規定する事務の区分により、経済産業局（通商事務所を含む。）若しくは沖縄総合事務局の商品輸出担当課又は本省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易審査課が行う。

②～⑨ (略)

(2) (略)

8 一般包括許可、特別一般包括許可又は特定包括許可に係る電子申請の手続

(1) 一般包括許可の電子申請

① 包括許可取扱要領（平成17年2月25日付け平成17・02・23貿局第1号、輸出注意事項17第7号。以下「包括許可取扱要領」という。）に係る一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可又は一般包括役務取引許可（以下「一般包括許可」という。）の電子申請の受付及び許可事務は、経

業局又は沖縄総合事務局の商品輸出担当課が行う。

②～⑦ (略)

(2) 特別一般包括許可の電子申請

① 包括許可取扱要領に係る特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可又は特別一般包括役務取引許可（以下「特別一般包括許可」という。）の電子申請の受付及び許可事務は、経済産業局又は沖縄総合事務局の商品輸出担当課が行う。

②～⑨ (略)

(3)～(5) (略)

9 (略)

10 輸出許可条件又は役務取引許可条件の履行報告

(1) 履行報告に関する電子申請の受付事務は、当該輸出許可又は役務取引許可の許可事務を行った経済産業局若しくは沖縄総合事務局の商品輸入担当課、本省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易審査課が行う。

(2)～(5) (略)

11 再輸出・再販売等に関する事前同意相談

(1) 事前同意相談に関する電子申請の受付事務は、当該輸出許可又は役務取引許可の許可事務を行った経済産業局若しくは沖縄総合事務局の商品輸入担当課、本省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易審査課が行う。

(2)～(5) (略)

12～19 (略)

20 受付窓口

電子申請の受付窓口は、次の部局とする。

①～④ (略)

⑤ 北海道経済産業局総務企画部国際課

⑥ 東北経済産業局総務企画部国際課

⑦ 関東経済産業局東京通商事務所総務課若しくは業務課又は横浜通商事務所輸出課若しくは業務課

⑧～⑬ (略)

(以下、様式略)

経済産業局（通商事務所を含む。）又は沖縄総合事務局の商品輸出担当課が行う。

②～⑦ (略)

(2) 特別一般包括許可の電子申請

① 包括許可取扱要領に係る特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可又は特別一般包括役務取引許可（以下「特別一般包括許可」という。）の電子申請の受付及び許可事務は、経済産業局（通商事務所を含む。）又は沖縄総合事務局の商品輸出担当課が行う。

②～⑨ (略)

(3)～(5) (略)

9 (略)

10 輸出許可条件又は役務取引許可条件の履行報告

(1) 履行報告に関する電子申請の受付事務は、当該輸出許可又は役務取引許可の許可事務を行った経済産業局（通商事務所を含む。）若しくは沖縄総合事務局の商品輸入担当課、本省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易審査課が行う。

(2)～(5) (略)

11 再輸出・再販売等に関する事前同意相談

(1) 事前同意相談に関する電子申請の受付事務は、当該輸出許可又は役務取引許可の許可事務を行った経済産業局（通商事務所を含む。）若しくは沖縄総合事務局の商品輸入担当課、本省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易審査課が行う。

(2)～(5) (略)

12～19 (略)

20 受付窓口

電子申請の受付窓口は、次の部局とする。

①～④ (略)

⑤ 北海道経済産業局産業部国際課

⑥ 東北経済産業局産業部国際課

⑦ 関東経済産業局産業部国際課、東京通商事務所総務課若しくは業務課又は横浜通商事務所輸出課若しくは業務課

⑧～⑬ (略)

(以下、様式略)

「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等に係る申請項目について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等に係る申請項目について」（平成22年2月16日付け輸出注意事項22第4号・輸入注意事項22第5号）

改正後

(略)

別表第1～別表第24 (略)

別紙1 部署コード表

<輸出・役務申請関連の部署コード>

部署コード	部署名
(略)	(略)
S I N	北海道経済産業局 <u>総務企画部</u> 国際課
(略)	(略)
D P L	東北経済産業局 <u>総務企画部</u> 国際課
(削る)	(削る)
N I N	中部経済産業局地域経済部国際課
(略)	(略)

<輸入申請関連の部署コード>

部署コード	部署名
(略)	(略)
S A P	北海道経済産業局 <u>総務企画部</u> 国際課
(略)	(略)
S E N	東北経済産業局 <u>総務企画部</u> 国際課
(削る)	(削る)
N A G	中部経済産業局地域経済部国際課
(略)	(略)

現行

(略)

別表第1～別表第24 (略)

別紙1 部署コード表

<輸出・役務申請関連の部署コード>

部署コード	部署名
(略)	(略)
S I N	北海道経済産業局 <u>産業部</u> 国際課
(略)	(略)
D P L	東北経済産業局 <u>産業部</u> 国際課
<u>B T R</u>	<u>関東経済産業局産業部</u> 国際課
N I N	中部経済産業局地域経済部国際課
(略)	(略)

<輸入申請関連の部署コード>

部署コード	部署名
(略)	(略)
S A P	北海道経済産業局 <u>産業部</u> 国際課
(略)	(略)
S E N	東北経済産業局 <u>産業部</u> 国際課
<u>S A I</u>	<u>関東経済産業局産業部</u> 国際課
N A G	中部経済産業局地域経済部国際課
(略)	(略)